

委託契約書（案）

委託者 愛知県を甲とし、受託者 _____ を乙として、甲乙両当事者間において、次のとおり研修委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙に対して次のとおり研修を委託し、乙は、これを受託するものとする。

(1) 件 名 救急安心センター事業（＃7119）検討業務の委託

(2) 内 容 別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月20日まで

(4) 甲が乙に支払う委託料金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、委託料金額に110分の10を乗じて得た額である。

(5) 契約保証金

（委託業務基準）

第2条 乙は、別紙仕様書に基づき研修を実施しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

（一括再委託の禁止）

第4条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（特許権等の使用）

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保

護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（委託料金額）

第6条 乙は、いかなる理由によっても委託料金額以外の代価を甲に請求することはできない。ただし、甲において必要により契約以外の研修を行わせた場合は、この限りでない。

この場合の代価については、別途協議するものとする。

（監督等）

第7条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

また、甲は、必要があるときは、乙に対して研修の実施状況について報告、又は資料の提出を求めることができる。

（履行遅延の場合における違約金）

第8条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年 2.5 パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に 100 円未満の端数があるとき、又は違約金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

また、乙は、この契約の履行に際して知り得たその他の事項を第三者に漏らしてはならない。

（委託料の支払）

第10条 甲は、研修終了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づいて年 2.5 パーセントの割合で算出

した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約内容の変更)

第 11 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項により委託業務の内容に変更が生じた場合、甲が必要があると認めるときは、甲乙協議の上、契約金額を変更できるものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
 - (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
 - (3) 甲の行う監督等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (4) 契約を履行する見込みがないと認められたとき。
 - (5) 契約解除の申立てをしたとき。
 - (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第 2 号又は第 4 号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既に実施した研修があるときは、相当代価を乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、前条により契約を解除された場合において、甲に損害を与えたときはこれを賠償しなければならない。

(施設等の提供)

第 14 条 甲は、乙が委託研修の実施に必要な範囲内において、愛知県自治研修所の施設（教室等）及び付帯施設（電気施設、音響設備等）を乙に無償で使用させるものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 15 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第 8 条の 4 第 1 項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定は、前 2 項により契約を解除した場合に、これを準用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第 16 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第 1 項第 4 号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第 1 項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。

(2) 前条第 1 項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が

経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第18条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第19条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第20条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第21条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和7年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛 知 県

代表者 愛知県知事

大 村 秀 章

乙

別記

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあって直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（安全管理措置に関する事項）

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

（第三者等からの回収）

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

（報告検査等）

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故の場合の措置）

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（損害賠償）

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシー を遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第7条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 甲は、この特約状況の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001 等）の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

救急安心センター事業（#7119）検討業務委託仕様書

1 業務の名称

本業務の名称は、「救急安心センター事業（#7119）検討業務」とする。

2 主旨・目的

救急安心センター事業（共通の短縮ダイヤル「#7119」を使用し、原則 24 時間 365 日、医師、看護師、相談員等が住民に対して救急電話相談（緊急性の有無、応急手当の方法、受診手段等）および医療機関案内を行う事業）について、愛知県では、2017 年 1 月に「救急安心センター事業に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を設置し、国の動向、他都道府県の実施状況、本県における事業の実施のあり方や課題等について意見交換を行っている。

近年、全国的な導入が急速に拡大しており、2024 年 7 月に名古屋市において救急電話相談のみを行う救急安心センター事業「救急安心センターなごや」が運用開始された。

こうした状況を踏まえ、愛知県全域において救急安心センター事業を導入する必要性や導入する場合の実施体制について検討会において効果的に議論を行うため、本業務において「救急安心センターなごや」事業実施データや事業導入済都道府県の状況調査及び住民アンケート等によって得られた情報について検討・整理・分析を行うことにより、愛知県全域における救急安心センター事業導入の効果や課題を明らかにし、導入する場合の最適な実施体制を提案することを目的とする。

3 委託契約期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 20 日（金）まで

4 業務の内容

対象業務は以下のとおりとする。

資料作成にあたり、愛知県の既存計画（救急医療関係、MC 関係、搬送関係の各計画）等、上位・関係計画との整合性を図ること。

（1）計画準備

ア 業務計画書

業務の主旨・目的を理解したうえで業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

イ 作業工程計画等

業務遂行のための作業工程計画及び人員計画を作成する。

（2）検討会の企画及び運営支援

検討会において、救急安心センター事業の導入検討を進めることを目的とした効果的な検討に資する企画提案及び資料作成等を行うこと。

なお、検討会当日に担当者を参加させ、運営が円滑に行われるよう支援すること。

また、検討会後は議事録を作成すること。

【参考】救急安心センター事業に関する検討会

- ・実施回数：2回
- ・実施時期（予定）
 - ①2025年9月頃（中間報告書（1回目）提出後）
 - ②2026年2月頃（最終報告書提出前）
- ・実施場所：愛知県庁（名古屋市中区）

この他、検討会実施に必要となる関係機関との打合せ等にも参加すること。

（3）全国の救急安心センター事業における現状把握及び整理

本県では、既存事業として救急医療情報センター事業（本県独自の病院紹介機能）及び子ども医療電話相談事業を実施している。

その状況下において、本県が救急安心センター事業を導入した場合、どのような実施体制が望ましいかを検討するため、他都道府県の先進事例の現状等をアンケート及び文献等により収集すること。

収集したデータは、サービスや実施体制等複数の視点から類型化し、分かりやすくまとめること。

救急安心センター事業導入済の都道府県にあっては、①医療相談機能、②病院紹介機能、③子ども医療電話相談機能の3機能の関係性を明らかにし、なぜその体制となったのか背景・理由をまとめること。

救急安心センター事業未導入の道県にあっては、①医療相談機能、②病院紹介機能、③子ども医療電話相談機能の3機能の体制と導入していない理由をまとめること。

なお、受注者が収集すべき情報についても、発注者は必要に応じてその収集・提供に協力する。

（4）救急安心センター事業における事業導入効果

消防庁が示す事業導入効果項目※を参考に救急、医療機関、県民それぞれにどのような効果が生じたか検証項目を設定し分析すること。

事業導入効果の基となるデータは、次のア及びイに示すデータのほか、（5）のアンケート結果を活用すること。

なお、「救急安心センターなごや」事業のデータが、2009年度に実施した「愛知県救急安心センターモデル事業報告書」データと比較してどのような変化があったか評価するための分析手法を提案し、資料を作成すること。

また、データの検証にあっては、各データ間相互で関連付けを行う等工夫をすること。

ア 「救急安心センターなごや」事業等により示されるデータ

➤ 救急電話相談に係るデータ

- ・緊急度判定プロトコルの緊急度判定別の件数
- ・救急搬送された傷病者の軽傷率
- ・救急患者数とウォークイン患者の比率
- ・救急搬送困難件数等
- ・応答率及び対応件数

- ・相談件数（利用者の内訳含む）
- ・苦情及び重大インシデント等

イ 愛知県救急医療情報センター等により示されるデータ

➤ 医療機関案内

- ・名古屋市内一次、二次、三次救急医療機関に対する案内件数

※消防庁が示す事業導入効果項目

- ①救急車の適正利用
- ②救急医療機関の受診の適正化
- ③住民への安心・安全の提供
- ④時代の変化への的確な対応
- ⑤新興感染症の発見等による救急需要急増時の受け皿の一つとしての役割

（５）救急安心センター事業に関するアンケート調査

救急安心センター事業の導入に関する示唆を得ることを目的に、18 歳以上の県民に対し、夜間・休日等を含む医療相談の現状及びニーズ、119 番通報した経験の有無、119 番通報する場合の判断基準（相談する相手を含む）に関する現状について、アンケートにより調査すること。

アンケートの質問項目については、消防保安課と調整すること。

アンケート対象は18 歳以上の県民（無作為抽出）、サンプル数3,000、郵送を基本とするが、より効果的な調査手法や調査対象がある場合は、提案に委ねる。

調査結果の速報を8月中旬までにまとめ、中間報告書（1回目）とすること。

分析結果を中間報告書（2回目）にまとめること。

なお、名古屋市においてに実施予定の意識調査結果を提供するので、本業務で実施するアンケートとともに取りまとめ、分析すること。

【名古屋市実施 市民意識調査】

調査対象 市民2,000人

調査時期 2025年7月頃（予定）

調査方法 未定

公表時期 未定

質問内容 #7119 に対する認知度について質問

（６）愛知県版救急安心センター事業スキーム及び概算事業費の提案

既存事業である救急医療情報センター事業及び子ども医療電話相談事業を実施している本県の現状を踏まえ、（３）でまとめた類型データを基に、愛知県で救急安心センターを導入する場合のスキームを2案以上提案し、概算事業費（イニシャル及びランニングを含む）を算出すること。

（７）打合せ協議

検討会への出席の他、打合せ回数は以下の5回を予定するが、必要に応じて双方協議のうえ実施することとする。

なお、打合せを行う場合は、移動人数を極力抑えるよう努めること。

また、テレビ会議システム等により業務の効率化が図れる場合は、必要な資機材は受注者で調達し、発注者に貸与することにより実施することは妨げない。

ア 業務計画書作成時

イ 中間打合せ（３回）

ウ 成果品納品前

（８）報告書の作成

上記で検討した結果について、わかりやすく業務報告書（概要版及び詳細版）として取りまとめること。

報告書の構成例は以下のとおり

ア 中間報告書（１回目）

- ・救急安心センター事業に関するアンケート調査（速報）
- ・救急安心センター事業の概算事業費及びスキームの中間報告

イ 中間報告書（２回目）

最終報告書の中間報告として提出

ウ 最終報告書

第１章 本業務の目的・概要

第２章 救急安心センターなごやの運用状況

第３章 救急安心センター事業に関するアンケート調査結果

第４章 救急安心センターなごや等での事業実施効果

第５章 全国の救急安心センター事業における現状

第６章 愛知県版救急安心センター事業（案）

第７章 救急安心センター事業に関する検討会の企画及び運営支援

５ スケジュール

調査開始	２０２５年６月上旬
各関係機関ヒアリング	２０２５年６月中旬～２０２５年８月
中間報告書（１回目）の提出	２０２５年８月中旬頃
中間報告書（２回目）の提出	２０２５年１１月頃
最終報告書の提出・委託業務完了	２０２６年３月２０日（金）

６ 納入成果品

- （１）中間報告書 紙媒体２部、磁気記録媒体１個
- （２）最終報告書 紙媒体２部、磁気記録媒体１個
- （３）参考資料 紙媒体２部、磁気記録媒体１個
- （４）紙媒体による報告書及び参考資料は日本産業規格Ａ４判、簡易製本、単色刷りを原則とすること。

ただし、報告書及び概要版の一部を成す又は添付される図表等については、日本工業規格Ａ３判、カラー印刷等、適宜、上記に拠らない形式で提出すること。

7 納入場所

愛知県防災安全局防災部消防保安課救急グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎1階東側）

8 その他

- （1）本委託業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している担当者を配置し、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に発注者と連絡調整を行うこと。
- （2）本業務に係る出納経理に関する実地の検査が行われる場合は、協力すること。
- （3）受注者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、発注者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。
- （4）受注者は、発注者が公共の利益のために特に必要があるとして求める場合には、無償で本業務の成果品を利用する権利を発注者に許諾すること。
- （5）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して決めるものとする。